

LLI/DB 判例秘書

【ID番号】 05730968

損害賠償請求事件

【事件番号】 東京地方裁判所判決／平成13年(ワ)第26898号

【判決日付】 平成14年11月22日

【判示事項】 ビルのエレベーターホールの床清掃を行っていたが、清掃中の表示をしなかったため、足を滑らせて転倒し負傷した原告が、ビル所有者、同社からビルの清掃の委託を受けた被告Y1及び下請けの被告Y2に対し、損害賠償を求めた事案について、被告Y2は注意義務を怠ったとして、損害賠償義務を認め、被告Y1の被告Y2に対する指揮監督責任による不法行為を認め、被告会館が被告Y1、Y2に対し指揮監督をしていたとの主張がないとして、認定した損害額の限度で原告の請求を認容した事例

【掲載誌】 LLI/DB 判例秘書登載

主 文

- 1 被告らは、原告に対し、連帯して、350万8684円及びこれに対する平成13年3月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は、これを5分し、その2を原告の負担とし、その余を被告らの負担とする。
- 4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 請求

被告らは、原告に対し、連帯して、600万8684円及びこれに対する平成13年3月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

1 基本的事実

(1)被告株式会社Y2(以下「被告Y2」という。)は、東京都港区(以下略)において×××ビル(以下「本件ビル」という。)を所有し、賃貸業を営む株式会社である。被告有限会社Y3(以下「被告Y3」という。)及び被告有限会社Y1(以下「被告Y1」という。)は、いずれも、建築物の清掃・管理等を主たる業務とする有限会社である。(争いが無い)

(2)原告は、昭和45年生まれの女性であり、大学卒業後、イタリア留学などの経験を経て、平成11年5月ころから、株式会社A(以下「A」という。)に勤務するようになり、現在に至っている。なお、原告は、ビジュアル・マーチャンドイザー(以下「VMD」という。)の資格を取得している。(甲6, 7, 原告)

(3)被告Y2は、本件ビルの清掃を被告Y3に委託しており、被告Y3は、本件ビルの清掃を被告Y1に発注し、同被告は、被告Y3の下請として、本件ビルの清掃を行っている。(弁論の全趣旨)

(4)被告Y1の代表者B(以下「B」という。)は、平成13年3月1日午後10時過ぎころから、本件ビルの2階エレベーターホール(以下「本件ホール」という。)の床清掃を行っていたが、その際、エレベーター使用者に清掃中であることを知らせるための表示をしなかった。(争いが無い)

(5)原告は、平成13年3月1日午後10時40分ころ、仕事を終えて帰宅するべく、仕事場であった本件ビル8階のAの企画室を出て、エレベーターで2階まで降り、エレベーターから出て、本件ホールを出入口に向かって歩いていたら、足を滑らせて転倒した。(原告)

(6)上記のとおり原告が本件ホールで転倒した当時、Bも本件ホールにおり、原告が転倒したところを目撃した。(争いが無い)

(7)原告は、上記のとおり転倒した際に、下顎部を切って出血したほか、頭部、右手、右上腕、右肘などを打撲し、同日、日赤病院の救急センターにおいて、下顎部の縫合手術等の治療を受けた。(原告)

2 争点

(1)原告の主張

ア Bには、本件ビルの清掃を業務として請け負っていた被告Y1の代表者として、本件ホールの床を清掃するに当たって、本件ホールを通行する者の安全に注意し、これらの者が転倒等により傷害を負うことのないように、清掃中であることを表示をし、通行可能な部分とそうでない部分の区域を表示し、清掃器材の整理整頓をするなどして、清掃を行う義務があった。

にもかかわらず、Bは、これらの義務を怠り、漫然と滑りやすいワックス等を床に散布し、床上に清掃器材を放置するなどしたのみならず、本件ホールの照明を点灯することもなく清掃を行った。

その結果、本件ホールを通りかかった原告は、ワックスに足をとられて滑って転倒し(以下「本件事故」という。)、右手、右腕、右肘、頭部右側の打撲、下顎部裂傷等の全治6か月の傷害を負った。

以上によれば、被告Y1は、原告に対する不法行為責任を負う。

イ 被告Y3は、被告Y1を下請として使用している以上、元請として、下請業者である被告Y1に対して、清掃中の事故を防ぐために必要な注意義務を尽くすよう指導する義務があったのに、これを怠った。そのため、被告Y1は、必要な義務を尽くすことなく本件ホールの清掃を行い、本件事故を発生させた。よって、被告Y3も、原告に対し、不法行為責任を負う。

ウ 被告Y2は、本件ビルの所有者として、清掃業務を委託した被告Y3及びその下請である被告Y1に対して、清掃中の事故を防ぐために必要な注意義務を尽くすよう指導する義務があったのに、これを怠った。そのため、被告Y1は、必要な義務を尽くすことなく本件ホールの清掃を行い、本件事故を発生させた。よって、被告Y2も、原告に対し、不法行為責任を負う。

オ 本件事故により原告に生じた損害は、以下のとおり合計600万8684円である。

治療費	37万0684円
逸失利益	63万8000円
慰謝料	500万円

(2)被告らの主張

ア 本件事故が発生した当時、本件ホールの照明(40ワット蛍光灯4本)は点灯していたし、そのほかに20ワットの非常灯が2基点灯していたから、本件ホールは十分に明るかったものであり、本件ホールが清掃中であることは、原告にも容易に判明したはずである。

イ 本件事故が発生した本件ホールの一部は既に清掃が終了しており安全に通行できる状況になっていた。にもかかわらず原告は、清掃中の滑りやすい場所を通行したために転倒したのである。原告が、エレベーターを降りた際に、清掃中のBに一声かけてくれていれば、本件事故は発生しなかったものと思われる。

ウ 本件ホールの床清掃に必要な道具は、雑巾、コテ、空缶、洗剤入りバケツという限られた物であり、危険なものはなく、Bは、これらの道具を身近の場所に置いていたのであって、清掃器材を放置していたことはない。

エ 原告の主張する損害は過大であり、本件事故から生じたものであることを否認する。

第3 争点に対する判断

1 証拠(甲1の1・2, 3の1・2, 4及び5の各1・2, 6, 7, 8の1ないし4, 9, 10の1・2, 乙1ないし5, 証人C, 原告, 被告Y1代表者)及び弁論の全趣旨によれば、本件の経緯について、以下のとおり認められる。証拠(乙3, 被告Y1代表者)中、この認定に反する部分は採用しない。

(1)本件ビルは、港区(以下略)に所在する地上9階地下1階のオフィスビルであり、1

階に正面玄関、裏口通用門があり、2階が駐車場となっており、3階から9階までがオフィスとして賃貸されている。なお、本件ビルには、エレベーターが2基設置されている。

本件ビルでは、午後9時30分を過ぎると1階の正面玄関及び裏口が閉鎖されるため、それ以後に本件ビルから出るためには、2階エレベーターホール(本件ホール)の脇にある出入口を使用することとされていた(本件ホール、2基のエレベーター、上記出入口の位置関係は、別紙図面のとおりであった。)。そのため、午後9時30分以降に本件ビルから出ようとする者は、エレベーターもしくは階段を利用して2階に赴き、本件ホールを通過して出入口から外部に出ていた。

また、本件ビルでは、午後6時30分の定時終業時刻後は、原則として節電のために共用部分の電気が消灯となっていたため、午後9時30分過ぎに本件ビルから退去する者は、エレベーター内の照明や非常灯を頼りにして出入口まで赴いていた。

(2)被告Y2は、本件ビルの清掃を被告Y3に委託しており、被告Y3は、被告Y2から受託していた清掃業務を被告Y1に発注し、同被告を下請として使用していた。

被告Y1の代表者であるBは、本件ビルのエレベーターホールの床清掃を行うに際して、通常は、清掃開始前に、2基のエレベーター内に清掃階と清掃中であることを明示する張り紙をするほか、現に清掃中の現場に清掃中のため通行に注意するよう呼びかける趣旨の立て看板を設置していた。また、Bは、通常は、本件ホールの清掃については単独では作業を行わず、女性社員と二人で行っていた。

(3)原告は、平成11年5月ころ、VMDとしてAに入社した。原告は、Aが初めて社員として採用したVMDであったことから、Aは、原告の入社に際して、総合企画室に原告のための独自のセクションを新設した。原告は、このセクションの責任者(VMDマネージャー)として、Aの直営店に所属する全販売職のVMD教育をはじめとするVMD業務を統括していた。Aは、本件ビルの5階から8階までを賃借しており、総合企画室は8階にあった。

原告は、平成13年3月1日、仕事場である本件ビルの8階において、午後10時30分過ぎころまで残業をしていた。当時仕事場に残っていたのは、原告と総合企画室係長であるC(以下「C」という。)の2名のみであった。原告は、同日午後10時40分ころ、帰宅するために、Cを8階に残して、一人でエレベーターに乗り2階まで降りたが、エレベーター内には、本件ホールが清掃中である旨の表示がなかったことから、原告は、本件ホールが清掃中であることを全く知らなかった。なお、このとき原告が利用したエレベーターは、別紙図面記載の番号1のエレベーター(以下「エレベーター1」という。)であった。

(4)Bは、平成13年3月1日午後10時過ぎころから、本件ホールの床清掃を開始した。前記のとおりBは、通常であれば、エレベーターホールの床清掃の開始前に、エレベーター内に清掃中を知らせる張り紙をし、清掃現場に立て看板を設置したうえで、女性社員と二人で清掃作業を行っていたが、同日に限っては、作業開始時刻が午後10時過ぎであったために、本件ホールを通行する者はそう多くはないであろうとの判断から、張り紙をすることも立て看板を設置することもなく、清掃作業を開始しており、前記のとおり原告がエレベーター1で2階に降りたときには、清掃作業の途中であって、本件ホールには、バケツ、雑巾、パット、空き缶、パテナイフ等の清掃器材が置かれていた。なお、同日は、作業開始時刻が遅かったことから、いつもBとともに作業を行っている女性社員は不在であり、Bが単独で作業を行っていた。

前記のとおりエレベーター1を使用して2階に降りた原告は、エレベーター1が2階に到着しドアが開いたことから、外に出ようとしたところ、本件ホールの照明は消灯しており、ホール内部は薄暗い状態であって、物をはっきりと識別できるような状況ではなかったが、わずかに、エレベーター内部の照明、本件ホール脇のトイレ内部の照明、ガラス戸となっている出入口の外部から入ってくる明かりなどによって、人や物の所在が判明する程度であった。原告は、エレベーターを出て、右手(出入口の方向)に歩き出そうとしたところ、その方向に男性らしき人影(B)と人影の付近に何かの器材らしき物が置いてあるのを発見したが、前記のとおりホール内が薄暗く、男性の人相、服装、器材の内容等を確認することができなかったことから、不審人物であると感じた。そこで原告は、この男性(B)を避けて出入口に向かうべく、その左側を抜けるように足早に進んだところ、丁度その当たりが洗剤を塗った直後で滑り易くなっていたため、3歩程進んだところで右足から滑り、頭を前方にして、前記器材らしき物に頭から突っ込むような形

で転倒した。原告は、この転倒の際に、右大腿部、腰部、右手、右肘部などを床に打ち付けたほか、頭部及び下顎部が前記器材らしき物と接触した。

原告は、転倒した直後、まず、右肘及び右頭部に激痛を感じ、次いで、顎の付近に出血があることを発見した。その後、原告は、本件ホール脇のトイレに行き、鏡で下顎部の出血位置を確認し、ペーパーナプキンやトイレトペーパーで傷口を押さえて止血しようとしたが、出血はなかなか止まらず、全身の痛みもひどかったことから、所持していた携帯電話で8階の企画室に電話し(時刻は午後10時44分であった。),「下でころんで動けなくなった。」「2階のエレベーターホールにいます。すぐ来て欲しい。」などと述べて、Cに助けを求めた。

(5)上記のとおり原告からの電話を受けたCは、急いで8階企画室から出て、別紙図面記載2のエレベーターで2階まで降り、エレベーターから降りたところ、本件ホールの照明は消灯していて薄暗い状態であり、物をはっきりと識別することはできなかったが、降りた位置から右の方向に、清掃機やバケツのような清掃用器具らしきものが置いてあり、その周辺の床が濡れて光っているような状態であったため、Cは、床清掃の最中であると理解した。Cは、濡れている床に足を取られないように注意して、原告の姿を求めて本件ホール内を探し始めたところ、降りた位置から見て左手側に立って清掃していた男性(B)が、原告がトイレにいる旨を教えてくれたので、トイレに赴き、座り込んでいた原告を発見した。

Cは、原告の腰のあたりを持ち抱えるようにして原告を立たせ、トイレから出て、エレベーターで8階の企画室に戻ったが、原告は、その間も、自力では立つことができない状態であった。Cは、原告を企画室の床に寝かせたうえで、救急センターに電話するなどしたが、原告が日赤に知り合いがいるなどと述べたことから、日赤に行くこととし、再び原告を支えて立たせ、エレベーターで2階に降りた。エレベーターから出ると、エレベーターから出入口まで通路状に段ボールが敷き詰められていた。Cは、守衛に依頼して、1階の裏口を開けてもらい、原告とともに、守衛が拾ってきたタクシーに乗車して、渋谷区広尾所在の日本赤十字社医療センター(以下「日赤病院」という。)に向かった。

原告は、同日から翌3月2日未明にかけて、日赤病院の救急センターで、各種検査を受け、頭部及び右上肢の打撲、下顎裂傷(骨膜に達する傷)の診断を受け、局部麻酔による下顎部の縫合手術を受けた。当日の救急担当医は、原告が頭部打撲により脳しんとう状態にあるものと判断し、痛み止めを処方せずに様子を見ることとし、また、入院の必要はないとして、付き添っていたCに対し原告を帰宅させるよう勧めたので、原告は、Aの常務取締役の自家用車で実家に戻ったが、自力で歩行することができない状況にあった。

(6)原告は、同日(3月2日)早朝に目が覚めたが、前記のとおり痛み止めの処方がなされなかったこともあって、頭頂部全体、右肘などに激痛があり、下顎部の傷のために、物を噛むことも困難であった。原告は、同日、両親の助けを借りて、タクシーで日赤病院に赴き、外科で診療を受けた。その際、原告は、頭部及び右肘部に激痛がある旨を訴え、頭部及び右肘部のレントゲンを撮ってもらった。原告は、担当医師から、下顎部の傷について、骨膜に達しており相当鋭い刃物で切ったものと推定される旨の説明を受け、縫合跡を毎日欠かさず消毒するよう指示され、下顎部の痛み止め、冷湿布等を処方された。

原告は、同月3日、下顎部の消毒のために、実家近くのフェニックスメディカルクリニックの外科(以下「フェニックスクリニック」という。)に赴き、下顎部の縫合跡を消毒してもらうとともに、右肘部の痛みが酷かったことから、レントゲンを撮ってもらったところ、右肘の靭帯が損傷していることが判明し、早期に整形外科で診察を受けるよう指示された。

原告は、同月5日、日赤病院において、外科及び整形外科の診察を受け、頭部痛、右肘痛を訴えた。整形外科においては、2日に外科で撮影していたレントゲンの結果等から、右肘靭帯損傷との診断がなされたが、頭部痛については、原告の納得するような診断はなされなかった。

(7)原告は、同月7日、フェニックスクリニックで、下顎部の縫合部の抜糸を受けた。このように下顎部裂傷については順調に回復していたが、頭部及び右肘部の痛みは本件事故の翌日から絶え間なく継続していた。また、原告は、同月8日ころから、歯のか

み合わせに違和感があると感じるようになった。

原告は、同月10日、フェニックスクリニックで診察を受けたが、担当医は、原告の頭痛及び右肘痛の症状が一向に回復に向かわないことを不審に思い、大病院で徹底した精密検査を受ける必要があるとして、原告に対し、慶應義塾大学病院(以下「慶應病院」という。)を紹介した。

原告は、同月12日から、慶應病院に通院するようになり、同月22日ころまでの間、口腔外科、外科、整形外科などにおいて治療を受けた。その間、外科の精密検査によって、右肘については、尺骨神経が押し潰され、神経の細い束を覆っていた尺骨神経の外皮のような組織が剥がれ落ちていることが判明した。担当医は、原告に対し、このような傷害が発症した原因として、右肘が単なる床材よりもずっと固い物体に衝突し、そのために、肘関節とその物体に挟まれた尺骨神経が押し潰されたものと考えられると説明し、さらに、治療には相当の時間がかかる旨を述べた。

原告は、同月24日午後5時40分ころ、突然激しい頭痛に襲われ、救急車で慶應病院に搬送され、その際、検査のために頭部CTスキャンが撮影された。このCTスキャンの結果などから、原告の脳の外側を巡っている外部神経が打撲により挫滅していることが判明し、この挫滅した神経が快復するまでには激痛を伴う神経痛が残る旨の診断がなされたため、ここに至って初めて原告は、激しい頭痛が継続していた理由を知るに至った。

原告は、その後も、慶應病院に通院して、頭部及び右肘部の治療に務めたが、快復状況ははかばかしくなく、一応の職場復帰ができたのは同年6月になってからであったが、本件事故以前と同じレベルに達していないため、原告自身のリハビリの努力や職場の協力を得ながら、少しずつ本件事故以前の勤務状況に戻している状況にある。

2 被告Y1の不法行為責任について

(1)上記1で認定したところによれば、被告Y1の代表者であるBは、平成13年3月1日、同被告の業務である本件ホールの床清掃を行うに際して、本件ビルの通常勤務時間が終了し、共用部分の照明が消灯している午後10時過ぎに開始される清掃であるにもかかわらず、本件ビルに残っているビル利用者に対して、清掃中であることを知らせる張り紙をすることも、看板を設置することもなく、そのうえ本件ホールの照明が消灯となっている状態のまま、清掃を開始したため、仕事を終えて帰宅すべくエレベーター1から本件ホールに降り立った原告は、本件ホールが清掃中であることを知ることができなかつたのみならず、清掃中のBを不審人物であると誤診し、急ぎBを避けて出入口に向かうという行動をとることとなり、その結果、洗剤を塗ったばかりの床に足を取られて転倒して本件事故が発生し、その結果、原告は、頭部及び右肘部を清掃器材等で強打すると同時に下顎部を切り(下顎部については、前記のとおり相当鋭い刃物で切ったものと推定されることから、転倒した際に、その場にあった清掃用のパテで切ったものと推認される。)、前記認定のとおり傷害を負ったものであるから、Bは、ビル清掃業者として、当然になすべき注意義務を著しく怠り、その結果、ビル利用者である原告に傷害を負わせたものとして、原告に対し、不法行為責任を負うものであり、被告Y1は、民法44条1項により、原告に対し、不法行為責任を負い、本件事故により原告が被った損害を賠償すべきである。

なお、被告らは、本件事故当時、本件ホールの照明は点灯していたと主張し、Bの供述はこの主張に沿うものであるが、原告のみならず、原告から助けを求められて本件事故直後に本件ホールに赴いたCも、本件ホールの照明は消灯していたと明確に述べていること、本件ホールの照明が点灯していたとすれば、原告は、エレベーターを出た当初から、Bや清掃器具の存在を容易に認識し、床に足を取られないように注意して通行するとか、床が濡れている場所ではなく乾いている場所を通行するなど、床清掃がなされていることを理解した行動を取ったであろうと推認されるのに、原告はそのような行動を取っておらず、むしろBを不審者と感じて、Bを避けて早々に立ち去ろうとする行動を取っており、そのために転倒しているものと推認されること、本件ビルでは、通常の執務時間経過後は、自動的に照明が消灯するシステムとなっているため、その後、誰かが積極的にスイッチを入れなければ照明が点灯することはないところ、Bは、通常であれば、エレベーターに清掃作業中であることを知らせる張り紙をし、さらに立て看板を設置したうえで、清掃作業に入るのに、本件事故の当日は、張り紙もも立て看板も設置せずに清掃を開始しているが、その理由としては、作業開始時刻が午後10時過ぎであ

り、B1名のみで部分的な作業をする予定であったことから油断したことが強く疑われ、そのために通常なすべき事前作業を怠ったものと推認されるから、そうすると、照明についても点灯不要として消灯のまま作業を開始したということも十分にありうると解されること、などに照らして、前記被告らの主張に沿う証拠を採用することはできず、前記1のとおり認定ができるというべきである。

3 その余の被告らの責任について

(1)被告Y3は、被告Y2から本件ビルの清掃業務を請け負い、この業務を被告Y1に下請させているのであるから、少なくとも、被告Y1の代表者であるBに対しては、直接に指揮監督権を有していたものと推認される。

そうすると、被告Y3は、被告Y1の不法行為につき、民法715条に基づき、不法行為責任を負うというべきである。

(2)被告Y2は、オフィスビルである本件ビルを賃貸するものとして、日常のビル管理を適正に行い、ビル内の清掃に際しては、ビル利用者の身体生命に危害を加えないよう注意すべき義務があるから、ビル内の清掃を清掃業者に委託する場合には、清掃業者に対して、この注意義務を遵守するよう指揮監督すべき義務があったところ、被告Y2が被告Y3もしくはその下請業者である被告Y1に対して、ビル内の清掃に際して前記注意義務を遵守するよう指揮監督していたことの主張立証はないうえに、現に、被告Y1の代表者Bは、ビル清掃業者としての注意義務を著しく怠った重大な過失により本件事故を発生させていることも併せて考慮するならば、被告Y2は、清掃業者に対する指揮監督を怠っていたものと推認するほかなく、この被告Y2の過失と本件転事故の発生との間に相当因果関係を認めることができる。

よって、被告Y2も、原告に対し、不法行為責任を負う。

4 原告に生じた損害について

(1)治療費等

証拠(甲6, 7, 8の1ないし4, 9, 10の1・2, 原告)及び弁論の全趣旨によれば、原告は、本件事故により負った傷害の治療のために、治療費、通院交通費、雑費として、平成13年3月1日から同年5月31日までの間に、少なくとも合計37万0684円を支出していることが認められるから(なお、弁論の全趣旨によれば、原告は、平成13年6月以降も通院していることが認められるから、本件事故により原告に発生した治療費等の損害は、この金額をはるかに上回るものと推認される。)、これは、すべて本件事故と相当因果関係ある損害と認める。

(2)逸失利益

証拠(甲2の1・2, 6, 7, 原告)及び弁論の全趣旨によれば、原告は、本件事故による傷害のために、勤務先を2か月休職することを余儀なくされ、その結果、2か月分の給与相当額である63万8000円の損害を被ったことが認められる。

(3)慰謝料

証拠(甲6, 7, 9, 証人C, 原告)及び弁論の全趣旨によれば、原告は、本件事故により下顎部に傷を負ったほか、発生後長期間にわたり深刻な頭部痛及び右肘痛に悩まされ、本件事故発生直後から平成13年5月まで通院治療を余儀なくされ、さらに同年6月以降も通院治療が続いたこと、原告は、上記頭部痛などのために職場復帰に困難を来し、同年6月になってようやく一応の職場復帰を果たしたこと、その間、原告自身も両親も、職場復帰はできないのではないかと不安に悩まされ、強い精神的苦痛を味わったものと推認されること、原告は、現在職場復帰を果たしてはいるものの、それには原告自身のリハビリの努力や勤務先の協力があつたことなどが認められ、これらの事情に、本件事故の発生がBの重大な過失に起因していることなどを含めた本件の一切の事情を総合考慮すれば、本件事故により原告が被った精神的苦痛の慰謝料を250万円とするのが相当である。

被告らは、本件事故発生から現在に至るまでに被告Y1の代表者であるBが原告及びその両親に対してとった行動について縷々主張し、これをもって加害者として特段に誠意のある行動をとったかのような主張をするが、仮に、Bが被告らの主張するような行動をとったとしても(もっとも、原告は、被告らの主張するBの行動の多くについてこれを否認しており、本件証拠上不明といわざるを得ないものが多い。)、これらはいずれも加害者としての当然の行動であつて、特段慰謝料の減額事由と評価できるようなものではない。

(4)以上によれば、本件事故により原告に生じた損害の合計は350万8684円である。

5 被告らは、本件事故発生について原告にも過失があるという趣旨の主張をするが、前記1で認定したとおりの本件事故発生の経緯及びその後の経緯に照らせば、原告には、本件事故の発生についても、その後の損害の発生についても、過失相殺をすべき程の過失はなかったというべきであり、被告らの主張は理由がない。

6 以上の次第で、原告の本訴請求は、被告らに対し、連帯して350万8684円及びこれに対する不法行為の日である平成13年3月1日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由がある。

東京地方裁判所民事第5部

裁 判 官 大 久 保 正 道